
相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査

調査結果の概要

令和5年12月
法務省民事局



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

調査の概要

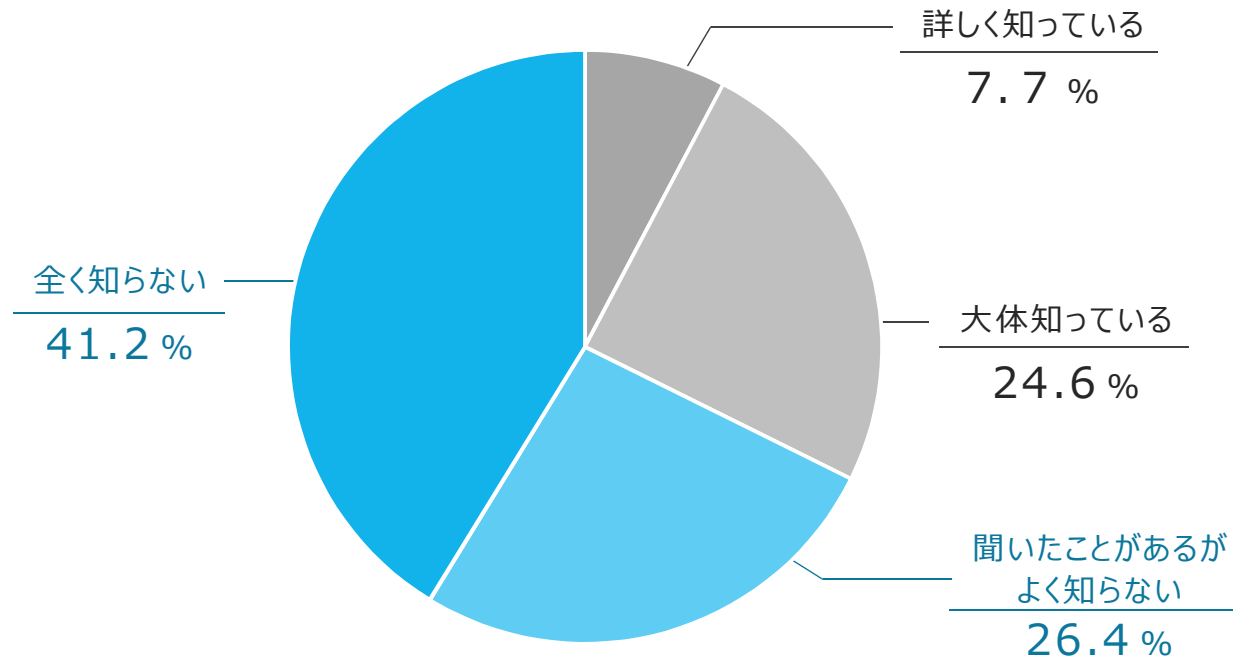
- 調査対象：本人、配偶者又は親が不動産を所有している20代以上の成人男女
- サンプル数：合計14,100人（居住都道府県ごとに各300人）
※人口構成比に合わせ、ウェイトバック集計を実施
- 調査方法：モニター登録を用いたwebアンケートにより実施
- 調査実施時期：令和5年8月16日から同月25日まで

〈新制度の認知度①〉

相続登記の義務化を「聞いたことがある」と答えた人は、約 **58%**

他方で、相続登記の義務化を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **67%**

Q 1 令和6年4月から、不動産を相続した場合には相続登記の申請をすることが、法律上の義務になることを知っていますか。

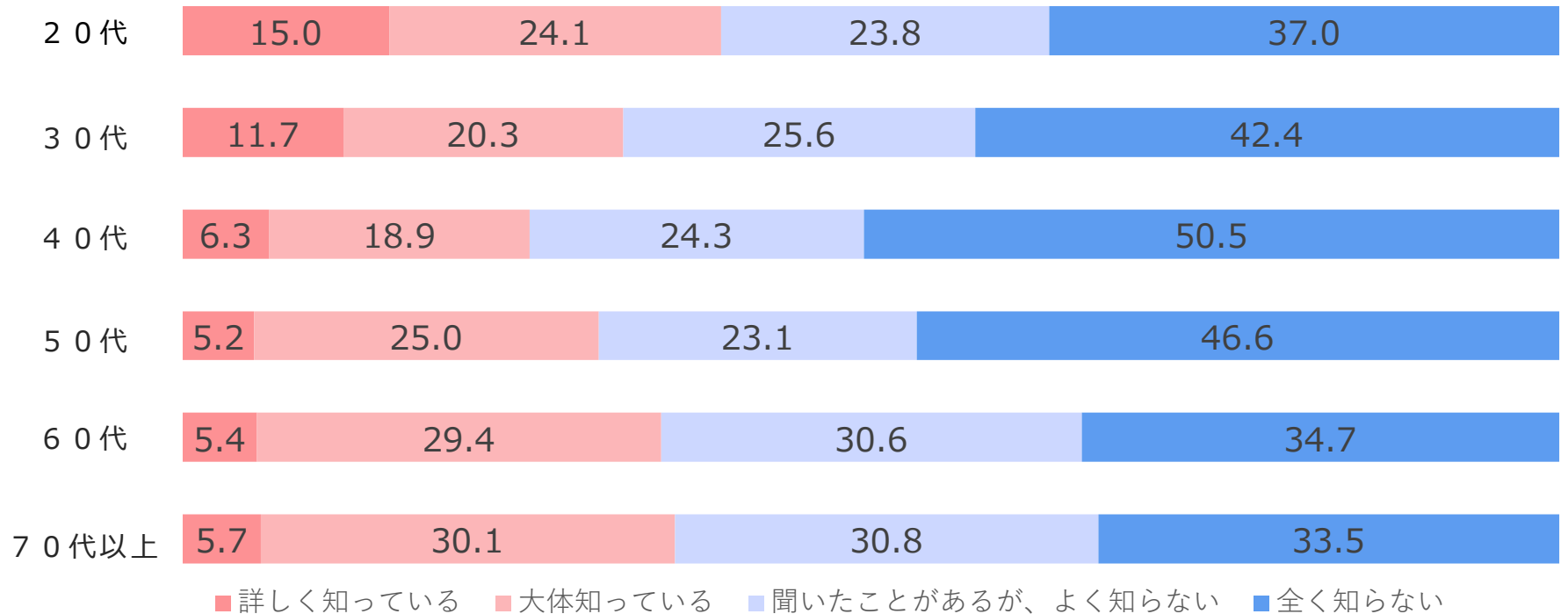


n=14,100

〈新制度の認知度②〉

相続登記の義務化を「詳しく知っている」「大体知っている」と答えた人は、**20代が最も多い**
逆に、「聞いたことがあるが、よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、**40代が最も多い**

Q 1 令和6年4月から、不動産を相続した場合には相続登記の申請をすることが、法律上の義務になることを知っていますか。



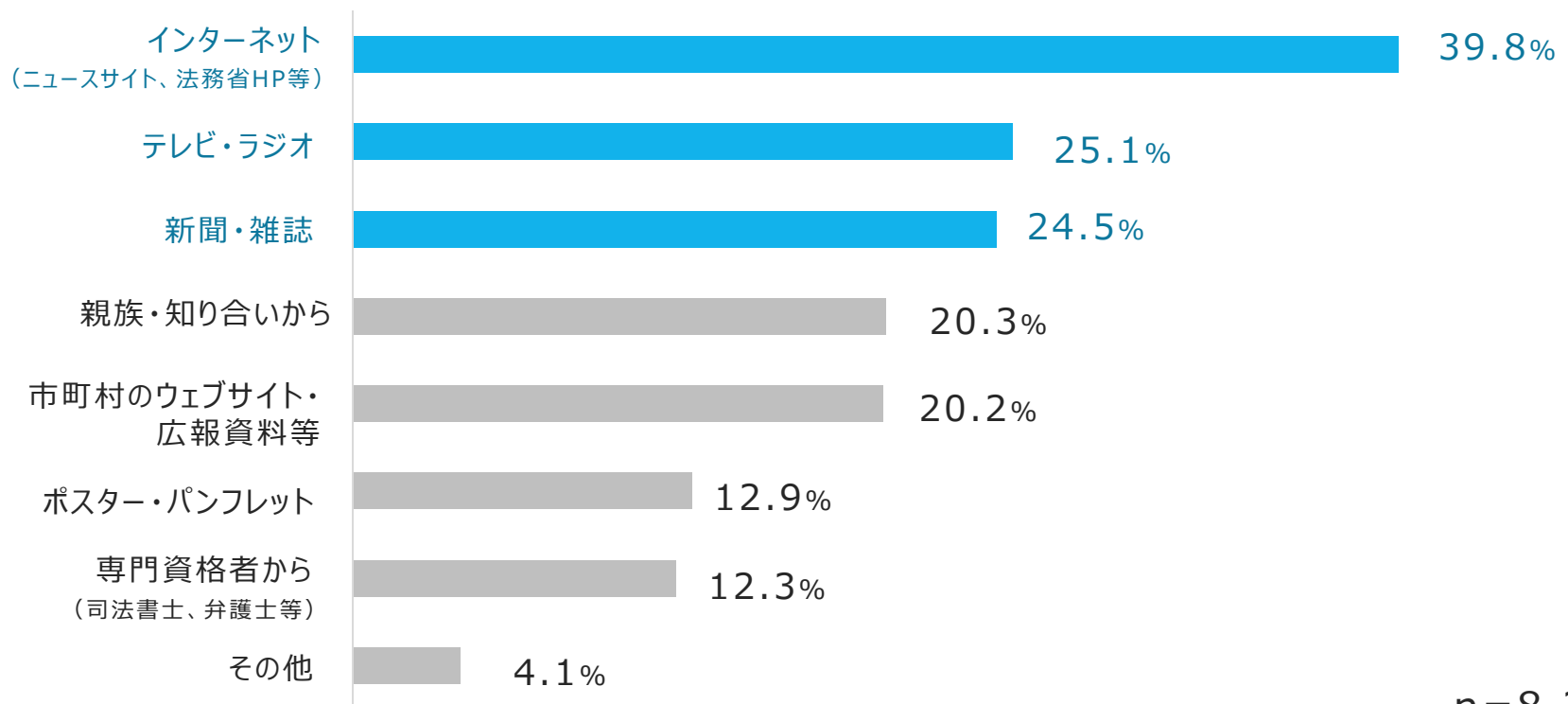
n=14,100

〈新制度の認知度③〉

相続登記の義務化を知った方法は
「インターネット」「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」の順に多い

Q 2 (Q 1で「知っている」「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で知りましたか。

<複数回答可>



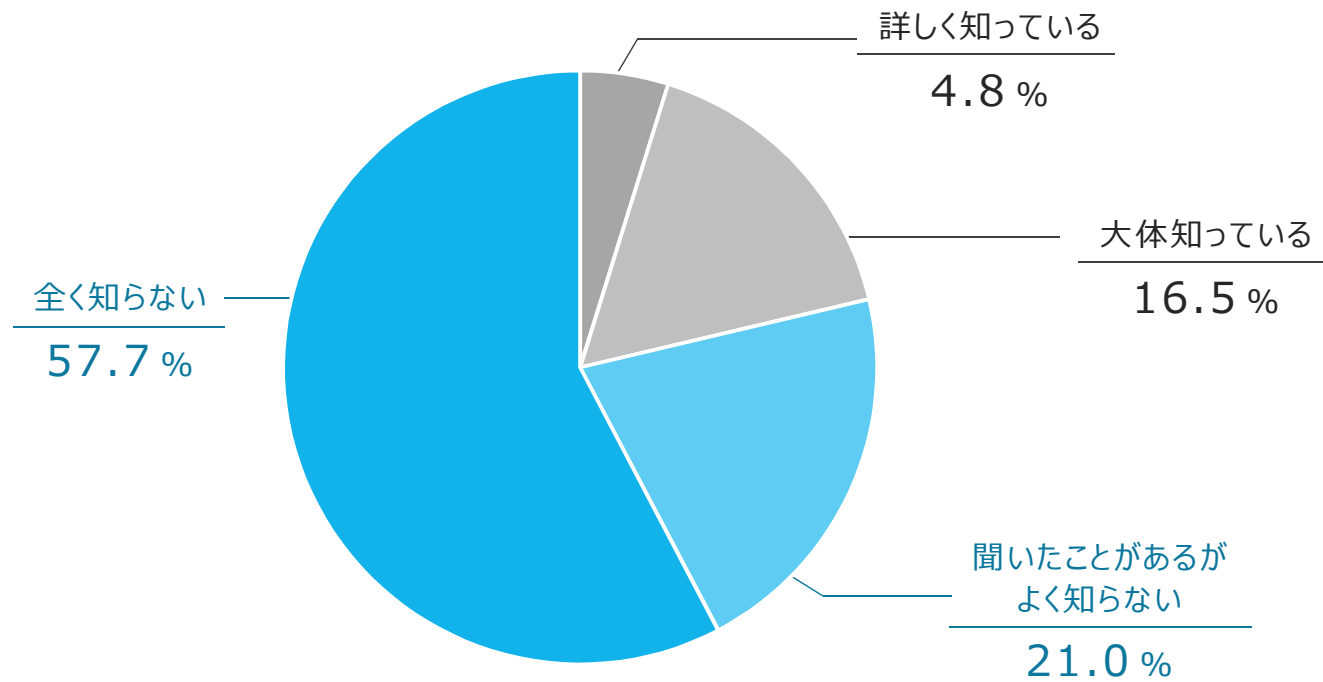
n=8,293

〈新制度の認知度④〉

正当な理由がないのに相続登記の申請を行わなかった場合のペナルティについて

「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **78%**

Q 3 不動産を相続した場合に、正当な理由がないのに相続登記の申請を行わなかった場合には、10万円以下の過料（ペナルティ）の対象となることを知っていますか。



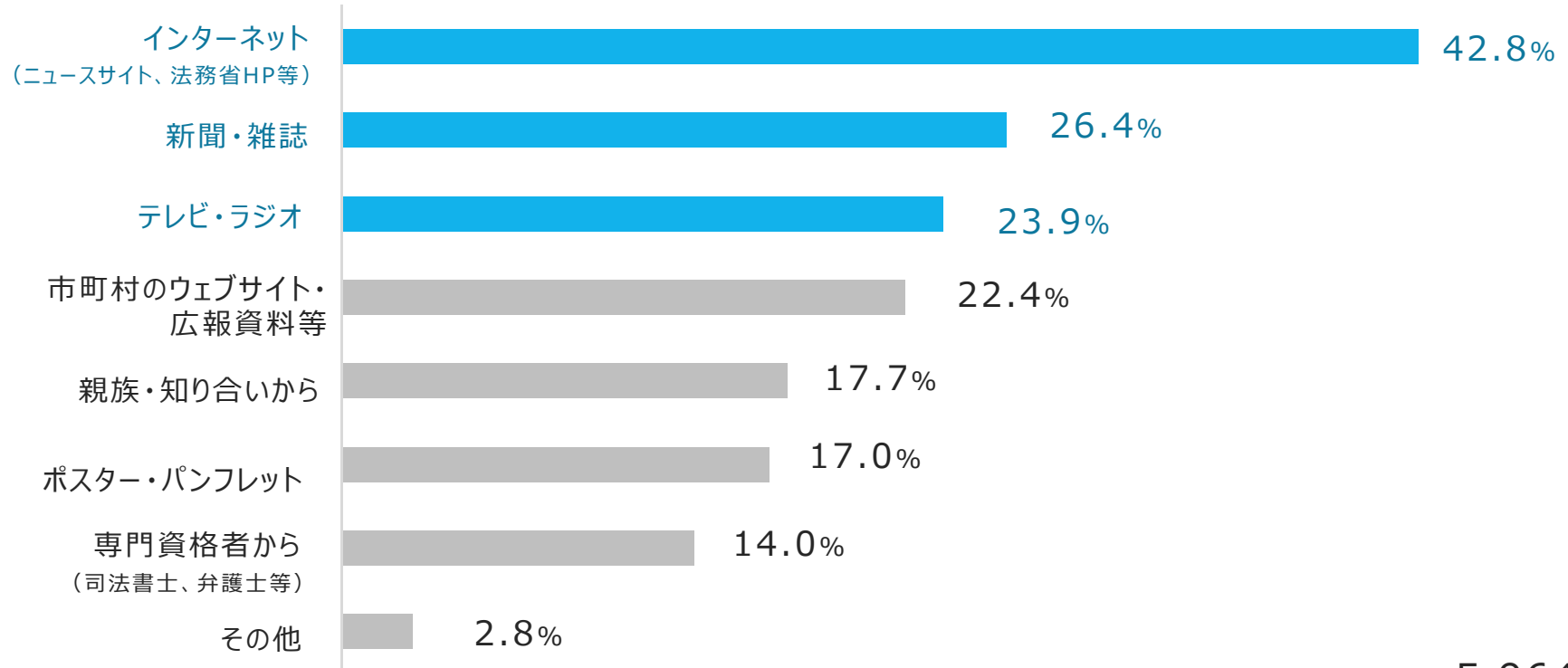
n=14,100

〈新制度の認知度⑤〉

正当な理由がないのに相続登記の申請を行わなかった場合のペナルティについて
知った方法は「インターネット」「新聞・雑誌」「テレビ・ラジオ」の順に多い

Q 4 (Q 3で「知っている」「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で知りましたか。

<複数回答可>

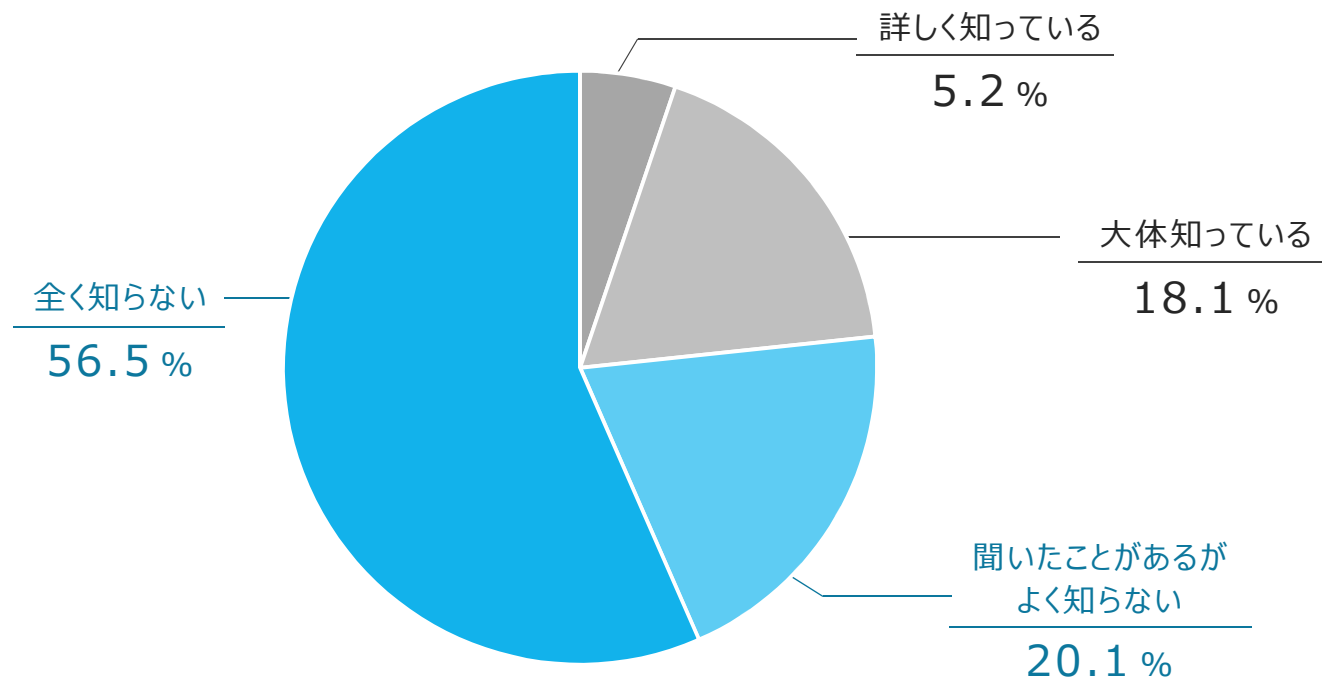


n = 5,964

〈新制度の認知度⑥〉

令和6年4月以前に相続した不動産でも、未登記であれば、相続登記の義務化の対象となることについて「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **76%**

Q5 令和6年4月以前に相続した不動産で登記をしていないものについても、相続登記の申請をすることが法律上の義務となることを知っていますか。



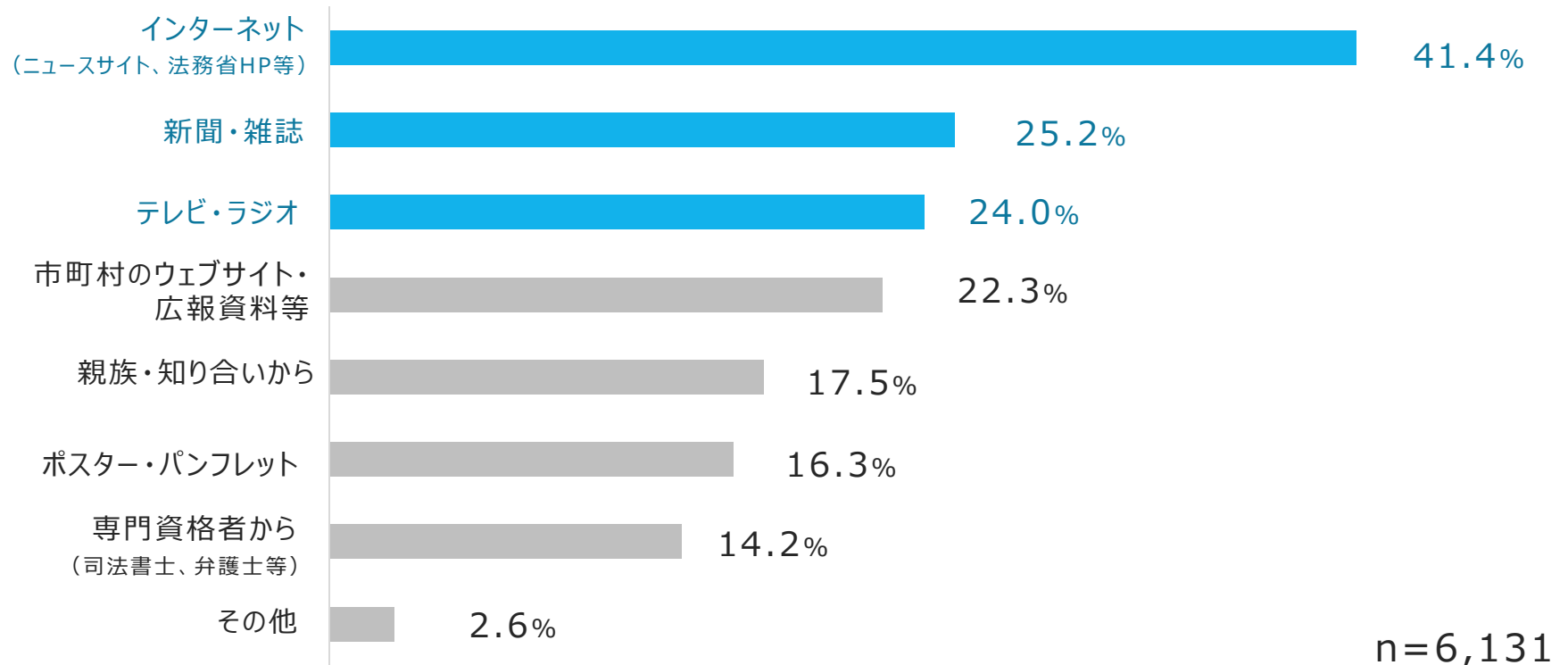
n=14,100

〈新制度の認知度⑦〉

令和6年4月以前に相続した不動産でも、未登記であれば、相続登記の義務化の対象となることを
知った方法は「インターネット」「新聞・雑誌」「テレビ・ラジオ」の順に多い

Q 6 (Q 5で「知っている」「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で知りましたか。

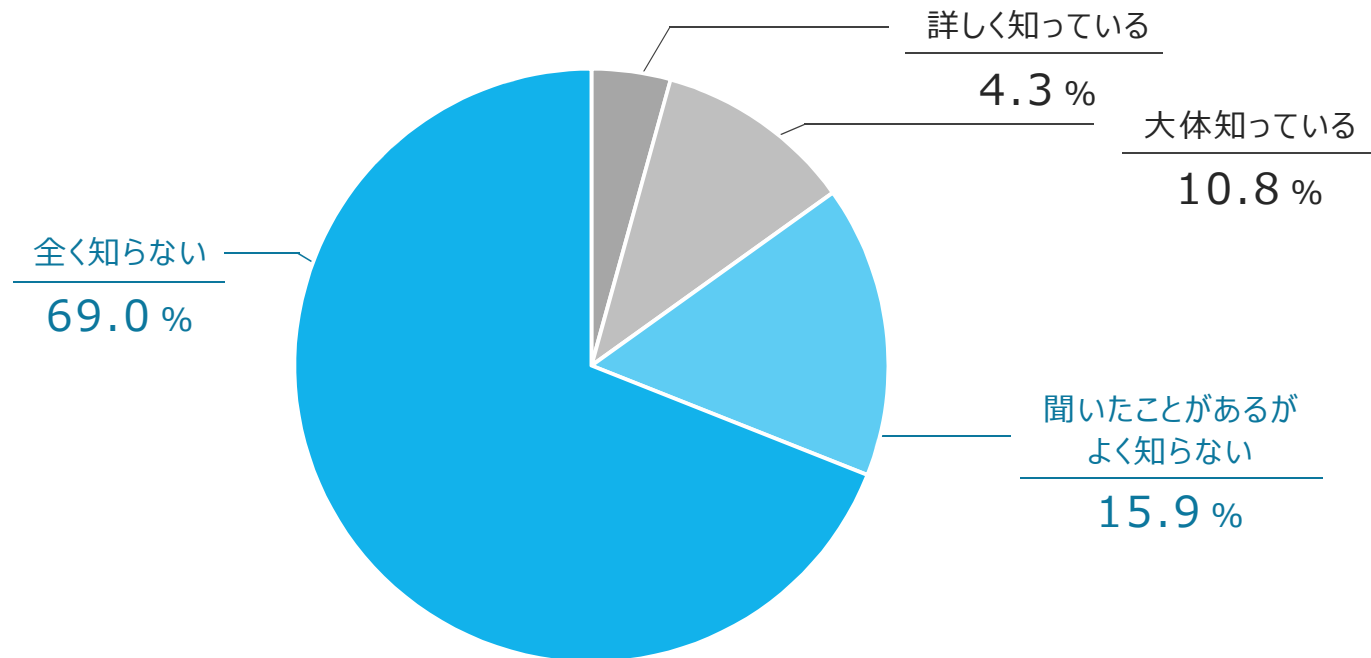
<複数回答可>



〈新制度の認知度⑧〉

相続人申告登記を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **84%**

Q 7 相続した不動産の登記申請が義務化されることにもなって、相続登記より負担の軽い「相続人申告登記」という新しい登記手続が導入されることを知っていますか。



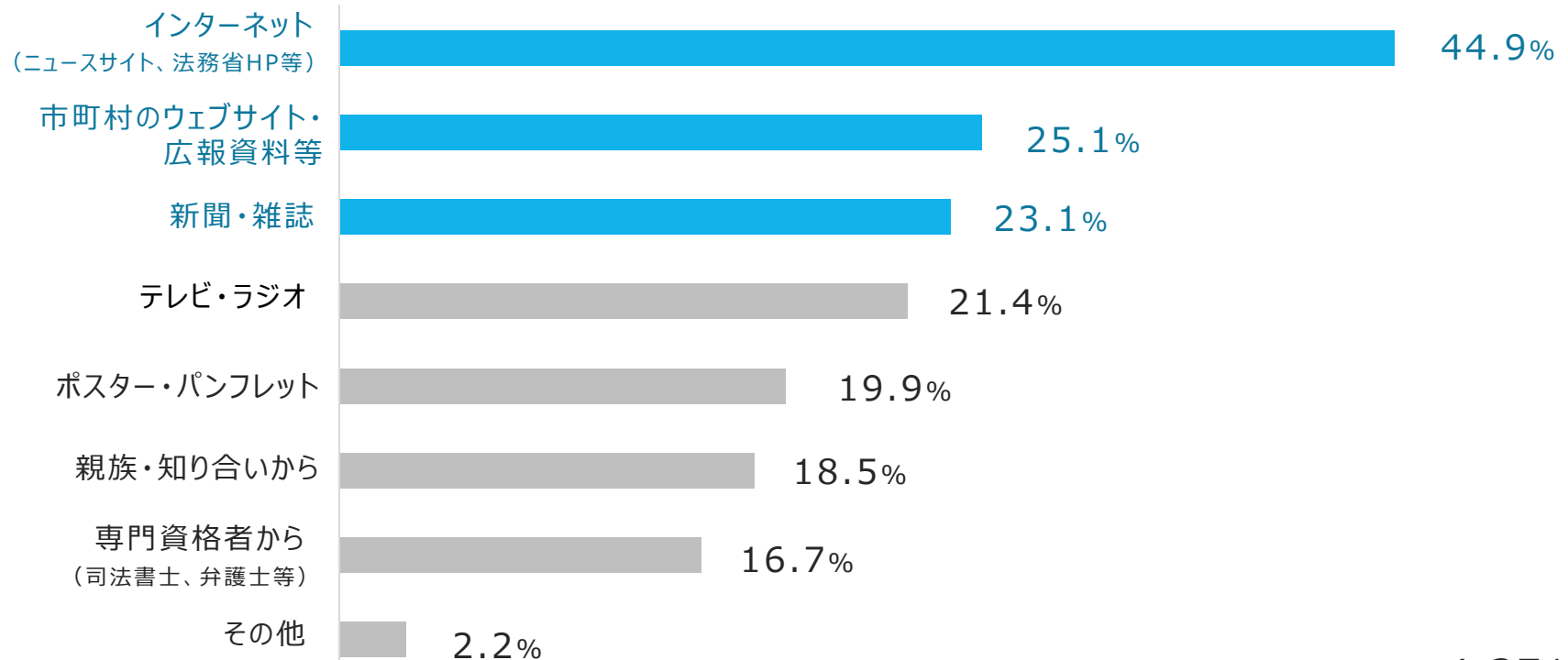
n=14,100

〈新制度の認知度⑨〉

相続人申告登記を知った方法は「インターネット」「市町村の広報」「新聞・雑誌」の順に多い

Q 8 (Q 7で「知っている」「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で知りましたか。

<複数回答可>

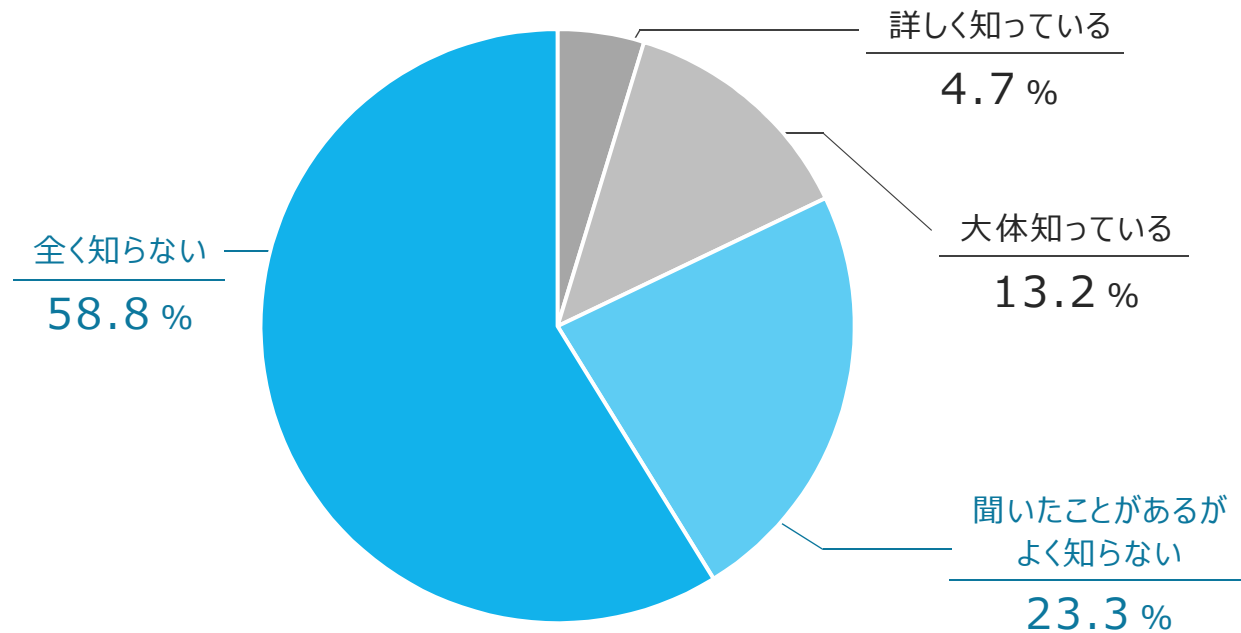


n=4,371

〈新制度の認知度⑩〉

相続土地国庫帰属制度を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **82%**

Q 9 令和5年4月から、相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる（国に引き取ってもらう）ことができる制度が始まったことを知っていますか。



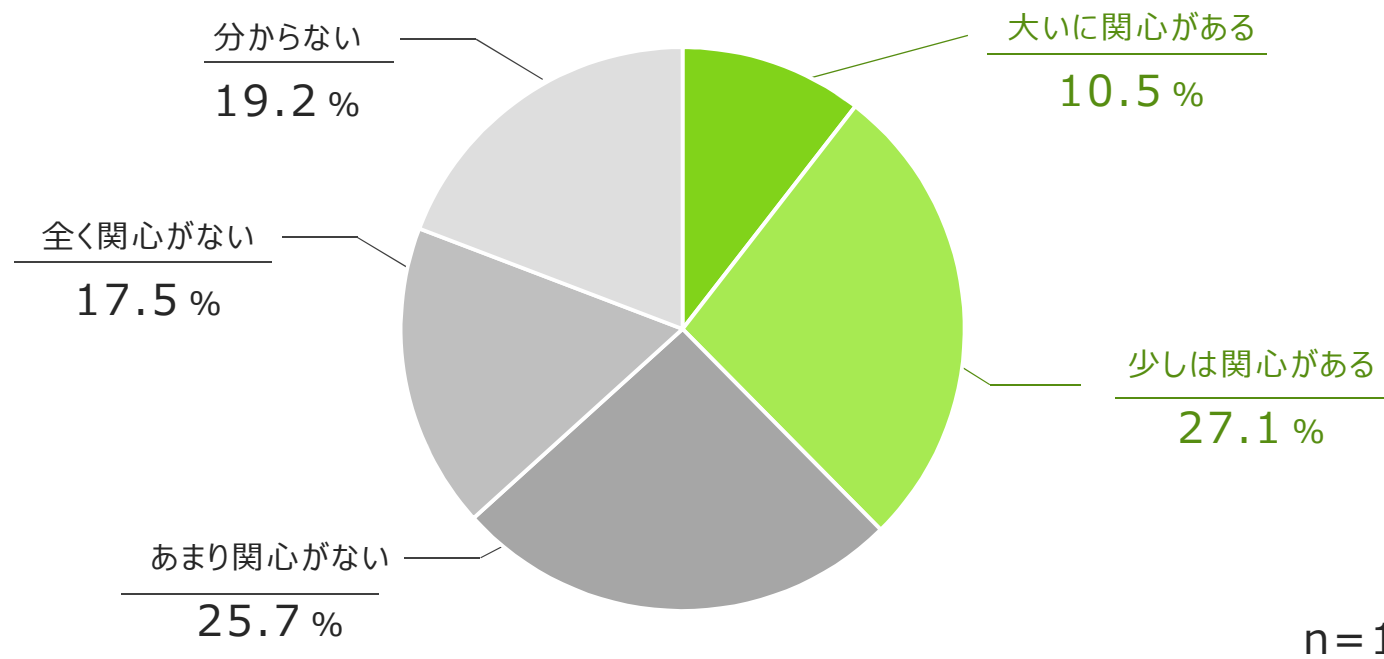
n=14,100

〈新制度への関心①〉

相続土地国庫帰属制度の利用について「大いに関心がある」「少しは関心がある」

と答えた人は、約 **37%**

Q10 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる（国に引き取ってもらう）ことができる制度の利用について、どの程度関心がありますか。



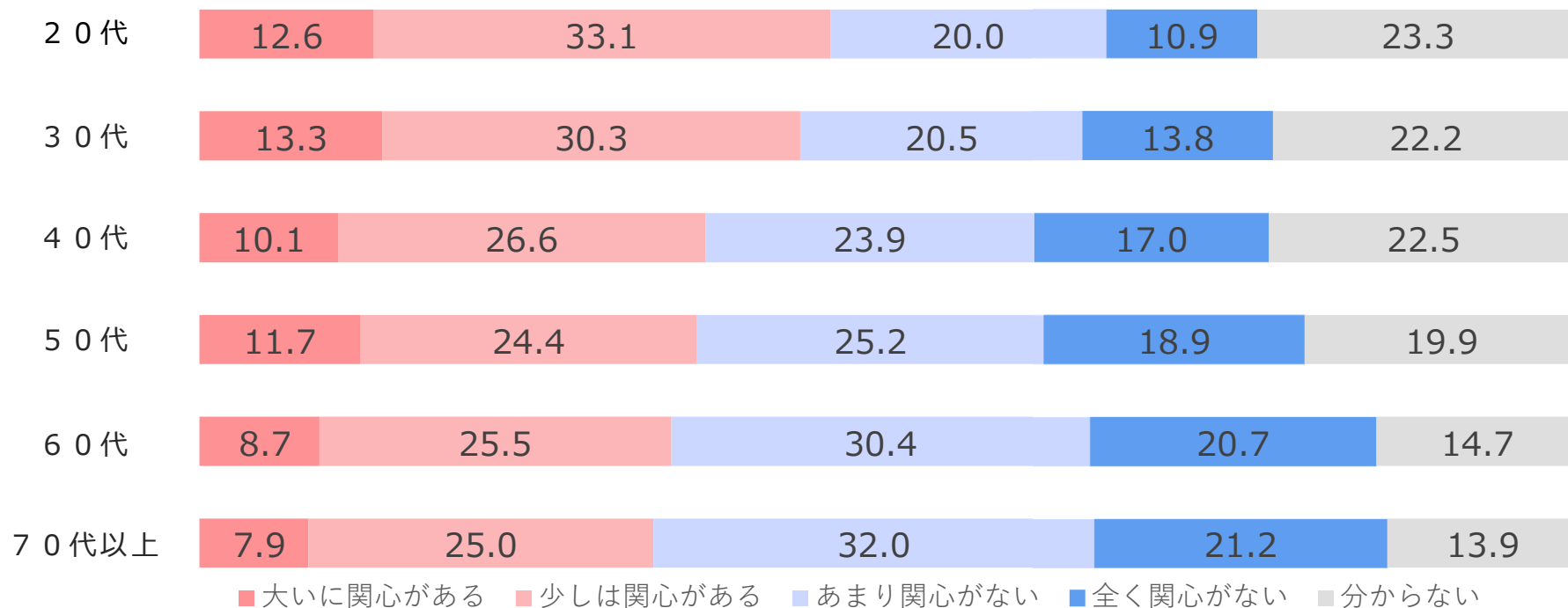
〈新制度への関心②〉

相続土地国庫帰属制度について「大いに興味がある」「少しは興味がある」

と答えた人は**20代**が**最も多い**

いずれの世代も**32%以上**が「大いに興味がある」「少しは興味がある」と回答。

Q10 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる（国に引き取ってもらう）ことができる制度の利用について、どの程度関心がありますか。



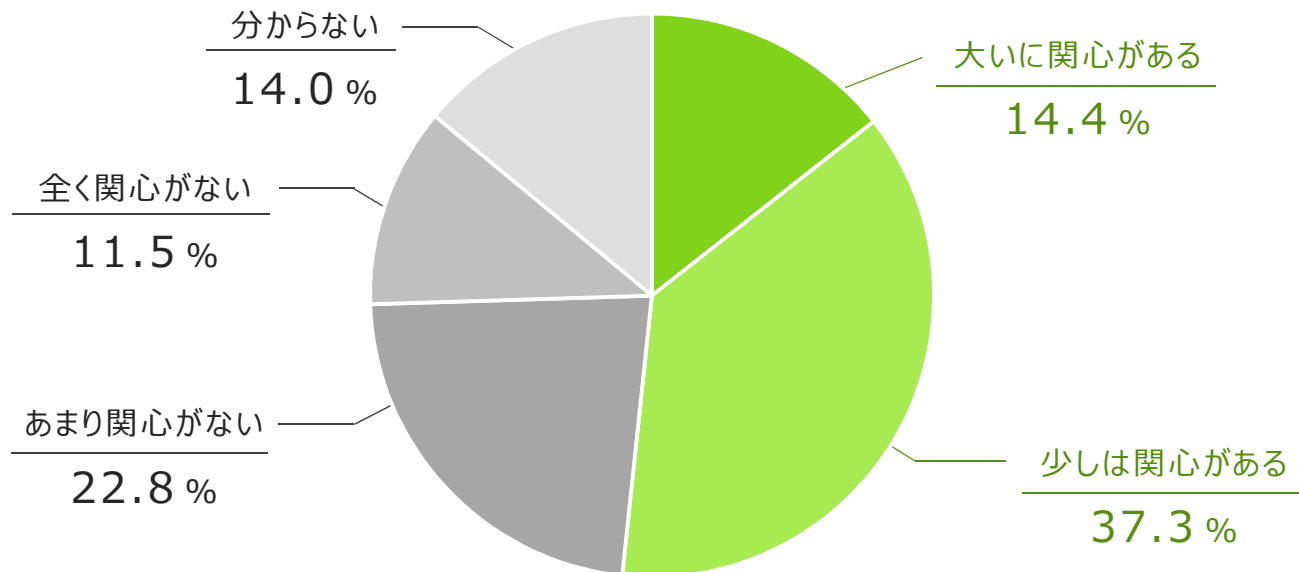
n=14,100

〈新制度への関心③〉

不動産登記制度が変わることについて「大いに関心がある」「少しは関心がある」

と答えた人は、約 **51%**

Q11 相続登記の申請義務化など、不動産の登記手続に関する制度が大きく変わることにより、どの程度関心がありますか。



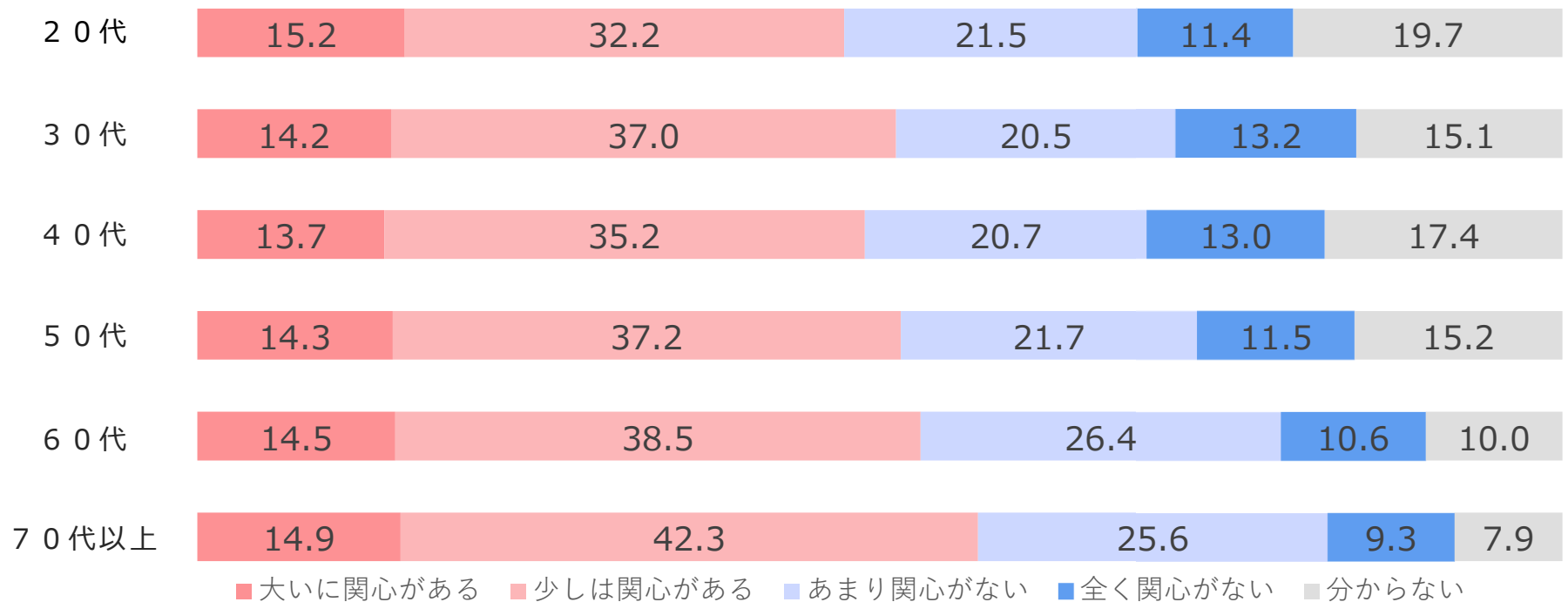
n=14,100

〈新制度への関心④〉

不動産登記制度が変わることについて「大いに関心がある」「少しは関心がある」と答えた人は**70代が最も多い**

いずれの世代も**47%以上**が「大いに関心がある」「少しは関心がある」と回答。

Q11 相続登記の申請義務化など、不動産の登記手続に関する制度が大きく変わることにより、どの程度関心がありますか。

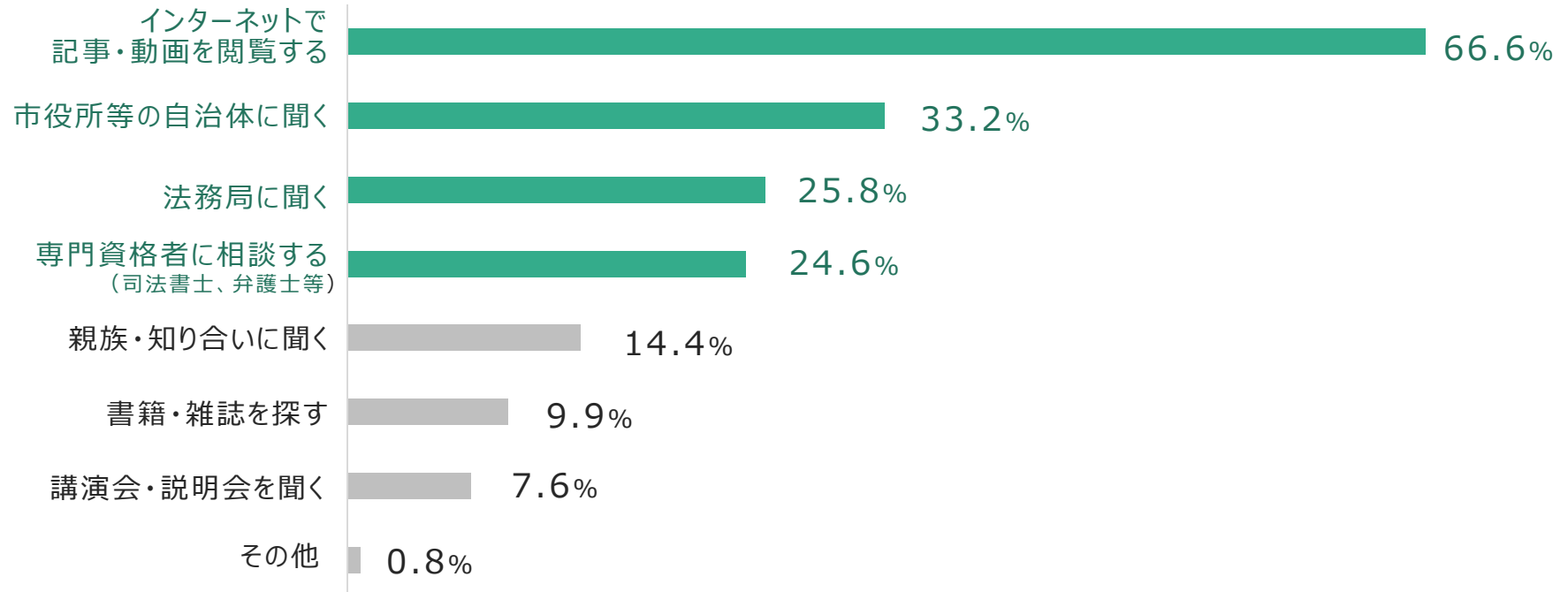


n=14,100

〈手続へのアクセス方法①〉

不動産登記の**新制度に関する情報**の入手方法について
「**インターネットを閲覧する**」「**行政機関に聞く**」「**資格者に相談する**」の順に**多い**

Q12 相続登記の義務化など、不動産の登記手続に関する新しい制度の内容について、どのような方法で
知りたいですか。 〈複数回答可〉



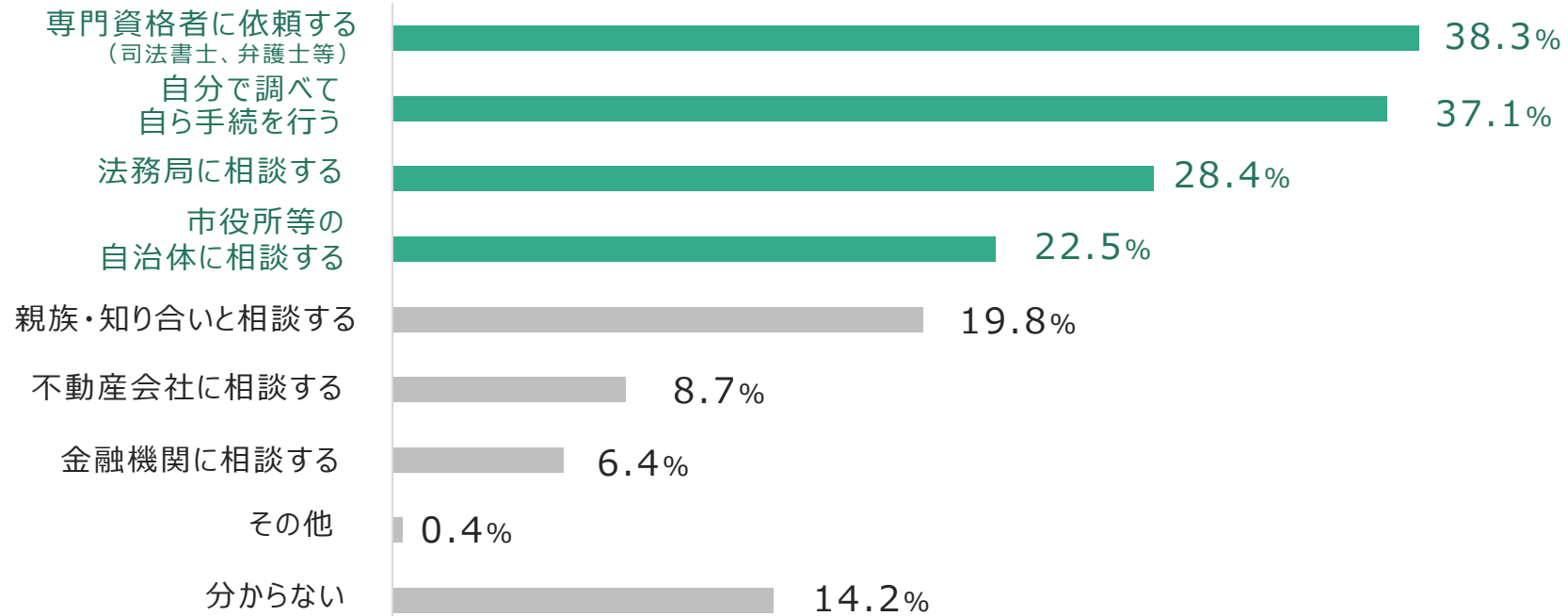
n=14,100

〈手続へのアクセス方法②〉

今後、相続登記の手続をすることとなった場合の対応について

「資格者に依頼する」「自ら手続を行う」「行政機関に相談する」との回答が多い

Q13 今後、あなたが相続した不動産の相続登記の手続をすることになった場合、どのように対応すると思いますか。 <複数回答可>



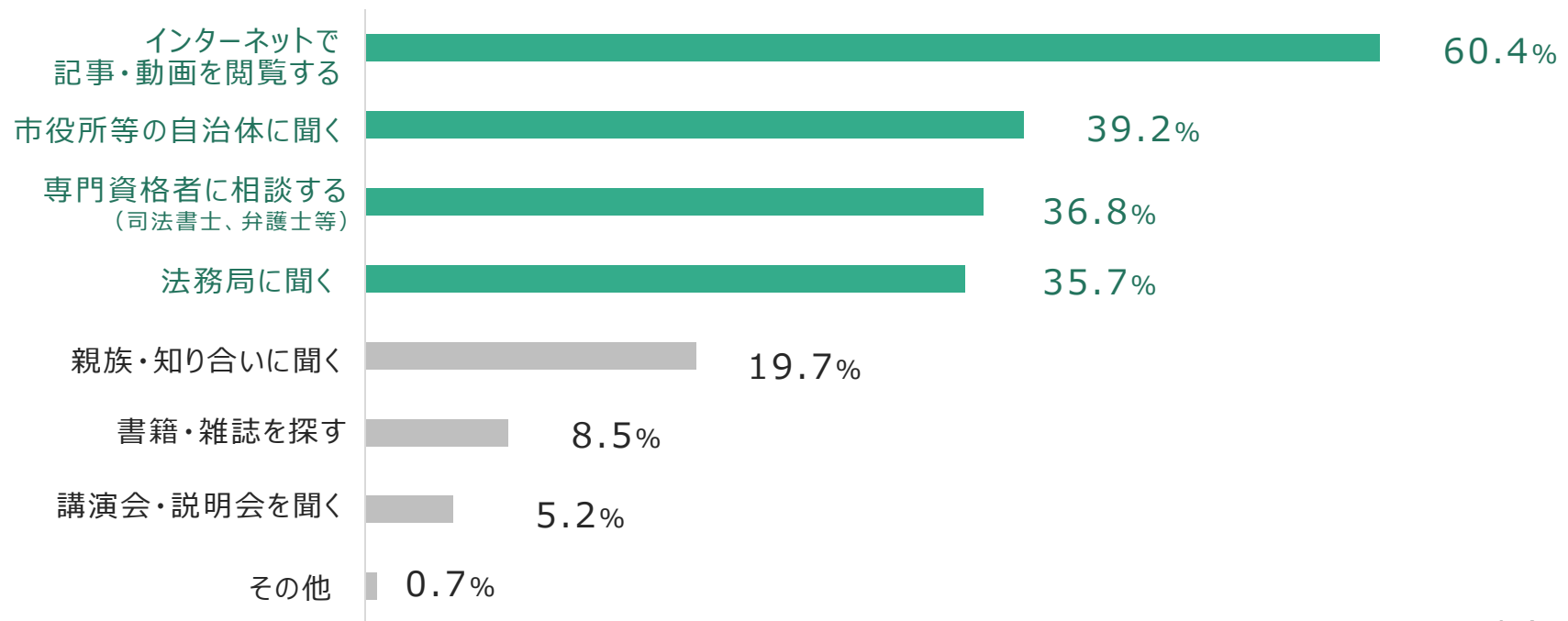
n=14,100

〈手続へのアクセス方法③〉

今後、自分が相続登記をする場合の情報入手方法について

「インターネットを閲覧する」「行政機関に聞く」「専門資格者に相談する」との回答が多い

Q14 今後、あなたが相続した不動産の相続登記の手続をすることになった場合に、どのような方法で、登記手続や必要書類などの情報入手すると思いますか。 <複数回答可>



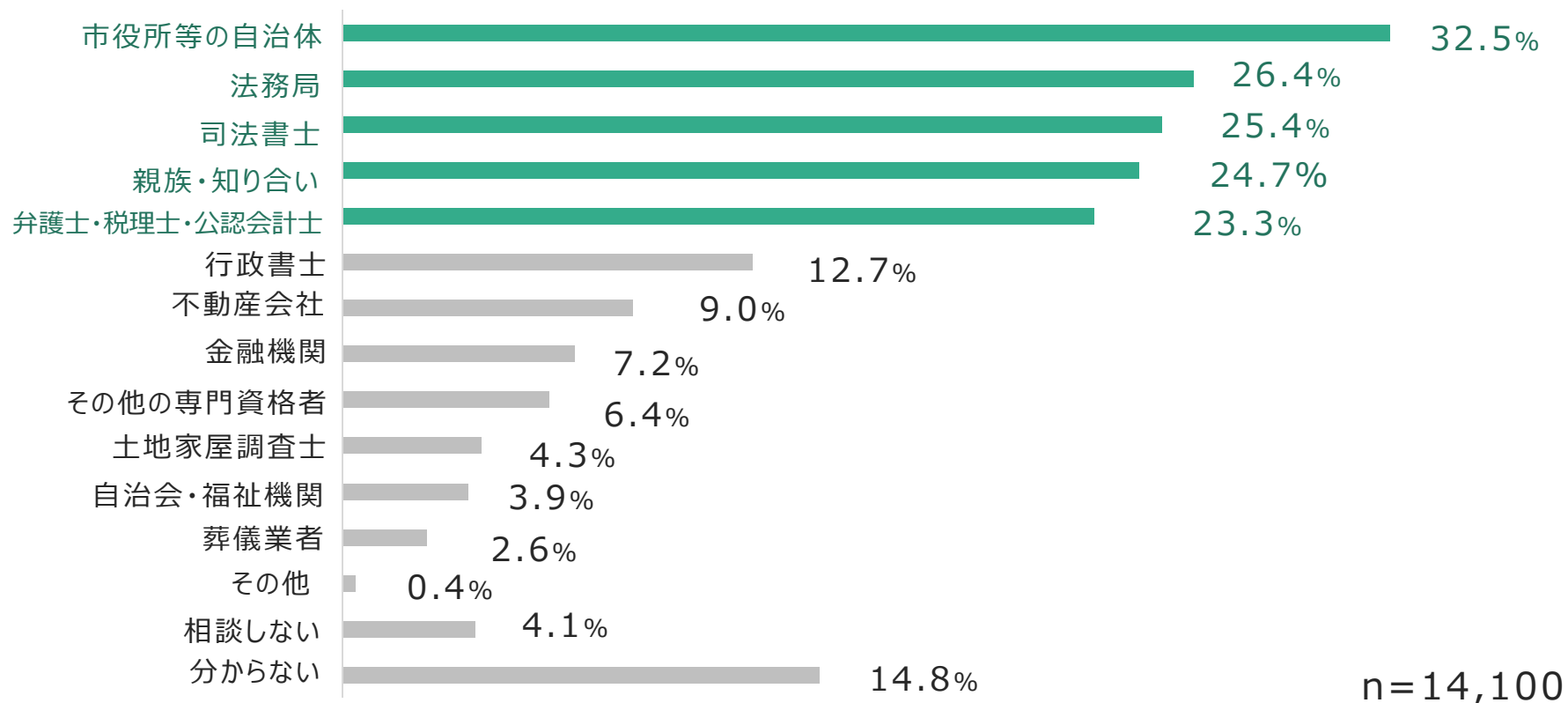
n=14,100

〈手続へのアクセス方法④〉

今後、自分が相続手続全般をする場合の相談先について「市町村等の自治体」と答えた人が最も多い次いで、「法務局」「司法書士」「親族・知り合い」「弁護士・税理士・公認会計士」等となっている

Q15 今後、あなたが相続することになった場合に、様々な相続の問題について、誰に相談すると思いますか。

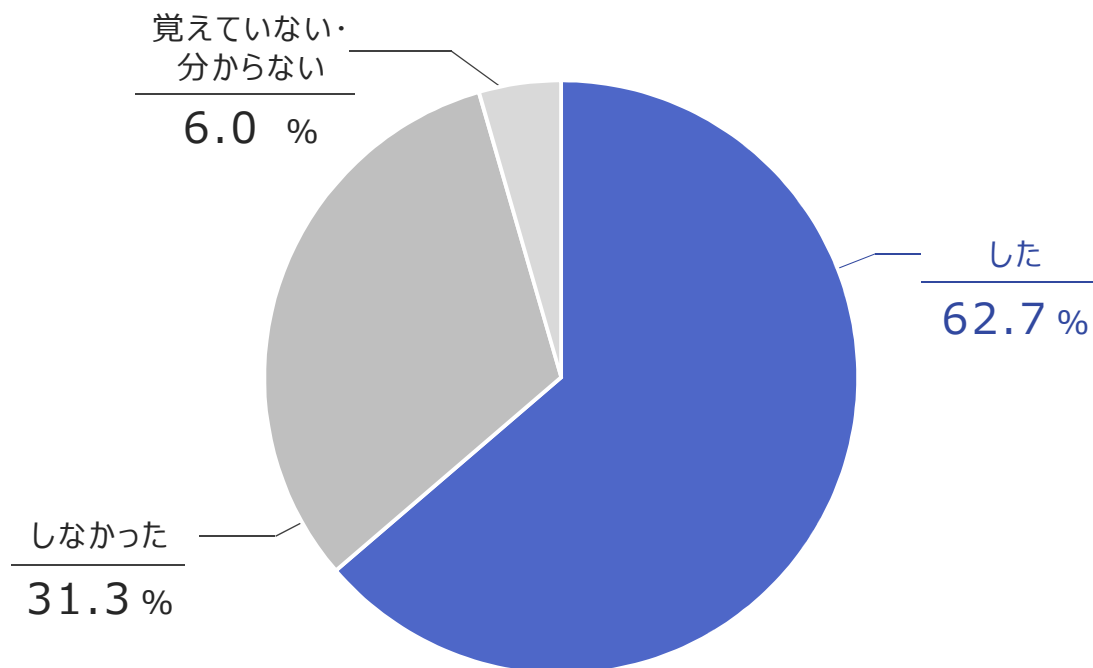
<複数回答可>



〈遺産分割の実態①〉

これまでに経験した相続の際、遺産分割を行った人は、約 **62%**

Q17 (アンケート対象者で「相続を経験したことがある」と答えた人のうち) 相続をした際に、相続人の間で、遺産分割をしましたか。

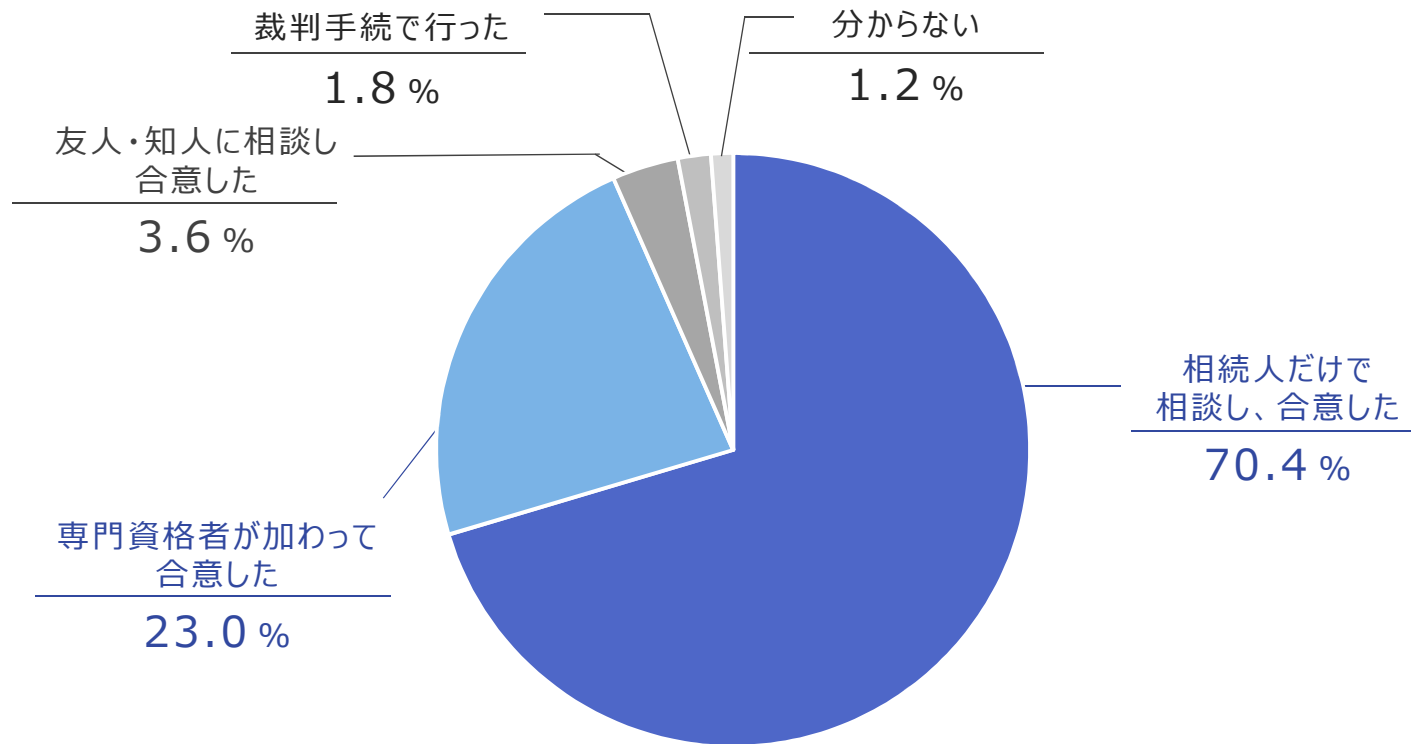


n=5,884

〈遺産分割の実態②〉

遺産分割の際、**相続人だけで遺産分割を行った**人は、約**70%**
専門家が加わった合意は、約**23%**

Q18 (Q17で「遺産分割をした」と答えた人に対して、) どのような方法で、遺産分割を行いましたか。

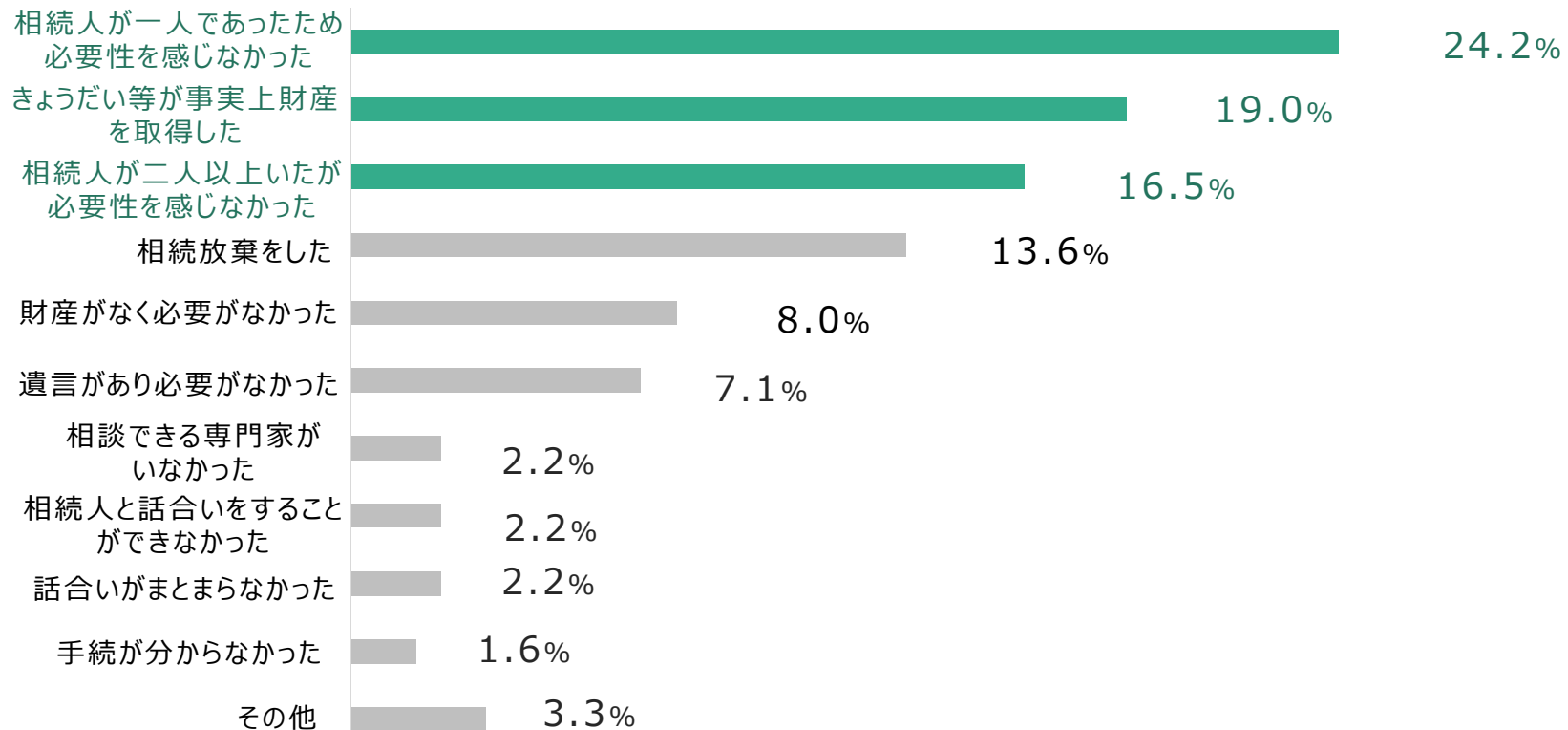


n=3,692

〈遺産分割の実態③〉

遺産分割をしなかった理由は、「相続人が一人であったため、必要性を感じなかった」が、約 **24%**、
「きょうだい等が事実上財産を取得した」が、約 **19%**、
「相続人が二人以上いたが、必要性を感じなかった」が、約 **16%**

Q19 (Q17で「遺産分割をしなかった」と答えた人に対して、) 遺産分割を行わなかったのは、なぜですか。



n=1,841